

【当ホテルの契約解除権】

- 第7条** 1. 当ホテルは、次に掲げる場合においては、宿泊契約を解除することがあります。
- (1) 宿泊客が宿泊に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、又は同行為をしたと認められるとき。
 - (2) 宿泊客が次のイからハに該当すると認められるとき。
 - イ. 暴力団、暴力団員、暴力団準構成員又は暴力団関係者その他の反社会的勢力
 - ロ. 暴力団又は暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体であるとき
 - ハ. 法人でその役員のうちに暴力団員に該当する者があるもの
 - (3) 宿泊客が他の宿泊客に著しい迷惑を及ぼす言動をしたとき。
 - (4) 宿泊に関し暴力的要求行為が行われ、又は合理的な範囲を超える負担を求められたとき。
 - (5) 宿泊客が伝染病者であると明らかに認められるとき。
 - (6) 天災等不可抗力に起因する事由により宿泊させることができないとき。
 - (7) 保護者の許可のない未成年者のみが宿泊するとき。
 - (8) 北海道旅館業法施行条例第10条の規定する場合に該当するとき。
 - (9) 寝室での寝たばこ、消防用設備等に対するいたずら、その他当ホテルが定める利用規則の禁止事項(火災予防上必要なものに限る。)に従わないとき。
 - (10) 宿泊する権利を譲渡し、又は譲渡しようとしたとき。
2. 当ホテルが前項の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、前項(5)、(6)及び(7)の場合を除き、宿泊料金をお支払いいただきます。前項(5)、(6)及び(7)の規定に基づいて宿泊契約を解除したときは、宿泊客がすでに提供を受けていない宿泊サービス等の料金はいただきません。

【宿泊の登録】

- 第8条** 1. 宿泊客は、宿泊日当日、当ホテルのフロントにおいて、次の事項を登録していただきます。
- (1) 宿泊客の氏名、年齢、性別、住所及び職業
 - (2) 外国人にあつては、国籍、旅券番号、入国地及び入国年月日
 - (3) 出発日及び出発予定時刻
 - (4) その他当ホテルが必要と認める事項
2. 宿泊客が第12条の料金の支払いを、旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等通貨に代わり得る方法により行おうとするときは、あらかじめ、前項の登録時にそれらを呈示していただきます。
3. 「日本国内に住所を持たない外国人」の方の宿泊に際しては、氏名、住所、職業等の記載に加えて国籍及び旅券番号の記載とパスポートの呈示及びコピーが求められています。

【客室の使用時間】

- 第9条** 1. 宿泊客が当ホテルの客室を使用できる時間は、午後2時から翌朝11時までとします。ただし、連続して宿泊する場合においては、到着日及び出発日を除き、終日使用することができます。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず、同項に定める時間外の客室の使用に応じることがあります。この場合には次に掲げる追加料金を申し受けます。
- (1) 超過3時間までは、室料金の30%
 - (2) 超過6時間までは、室料金の50%
 - (3) 超過6時間以上は、室料金の全額

【利用規則の遵守】

- 第10条** 1. 宿泊客は、当ホテル内においては、当ホテルが定めてホテル内に掲示した利用規則に従っていただきます。

【営業時間】

- 第11条** 1. 当ホテルの主な施設等の営業時間は次のとおりとし、その他の施設等の詳しい営業時間は備付けパンフレット、各所の掲示、客室内の館内案内等で御案内いたします。
- (1) フロント・キャッシャー等サービス時間(門限はありません)
 - フロントサービス/エクスチェンジサービス 24時間
 - (2) 飲食等(施設) サービス時間
 - [23階] スカイレストラン ロンド 11:30~23:00
 - [19階] 日本料理 北乃路 (朝食) 6:30~10:00
 - (平日) 11:30~15:00/17:00~22:00
 - (土・日・祝日) 11:30~15:00/16:00~22:00
 - [2階] ユーヨーテラス サッポロ (朝食) 6:30~11:00
 - [2階] ティーラウンジ フォンテーヌ 8:00~19:00
2. 前項の時間は、必要やむを得ない場合には臨時に変更することがあります。その場合には、適当な方法をもってお知らせします。

【料金の支払い】

- 第12条** 1. 宿泊客が支払うべき宿泊料金等の内訳は、別表第1に掲げるところによります。
2. 前項の宿泊料金等の支払いは、通貨又は当ホテルが認めた旅行小切手、宿泊券、クレジットカード等これに代わり得る方法により、宿泊客の出発の際又は当ホテルが請求した時、フロントにおいて行っていただきます。
 3. 当ホテルが宿泊客に客室を提供し、使用が可能になったのち、宿泊客が任意に宿泊しなかった場合においても、宿泊料金は申し受けます。

【当ホテルの責任】

- 第13条** 1. 当ホテルは、宿泊契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、又はそれらの不履行により宿泊客に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただしそれが当ホテルの責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。
2. 当ホテルは、万一の火災等に対処するため、旅館賠償責任保険に加入しております。
3. 当ホテルは、宿泊客が客室でインターネット接続などのコンピューター通信を利用されたことによって生じた機器の障害、ソフトウェアの障害、通信の成否等による損害については一切の責任を負いかねます。また、システム障害や技術的問題によりご利用いただけなかったことや、通信の中断によって生じた損害についても一切の責任を負いかねます。

【契約した客室の提供ができないときの取扱い】

- 第14条** 1. 当ホテルは、宿泊客に契約した客室を提供できないときは、宿泊客の了解を得て、できる限り同一の条件による他の宿泊施設をあっ旋するものとします。
2. 当ホテルは、前項の規定にかかわらず他の宿泊施設のあっ旋ができないときは、取消料相当額の補償料を宿泊客に支払い、その補償料は損害賠償額に充当します。ただし、客室が提供できないことについて、当ホテルの責めに帰すべき事由がないときは、補償料を支払いません。

【寄託物等の取扱い】

- 第15条** 1. 宿泊客がフロントにお預けになった物品又は現金並びに貴重品について、滅失、毀損等の損害が生じたときは、それが、不可抗力である場合を除き、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、現金及び貴重品については、当ホテルがその種類及び価額の申告を求めた場合であつて、宿泊客がそれを行わなかったときは、当ホテルは金五万円を限度としてその損害を賠償します。
2. 宿泊客が、当ホテル内にお持ち込みになった物品又は現金並びに貴重品であつてフロントにお預けにならなかったものについて、当ホテルの故意又は過失により滅失、毀損等の損害が生じたときは、当ホテルは、その損害を賠償します。ただし、宿泊客からあらかじめ種類及び価額の申告のなかったものについては、当ホテルに故意又は重大な過失がある場合を除き、金五万円を限度として当ホテルはその損害を賠償します。

【宿泊客の手荷物又は携帯品の保管】

- 第16条** 1. 第16条宿泊客の手荷物が、宿泊に先立って当ホテルに到着した場合は、その到着前に当ホテルが了解したときに限って責任をもって保管し、宿泊客がフロントにおいてチェックインする際お渡しします。
2. 宿泊客がチェックアウトしたのち、宿泊客の手荷物または携帯品が当ホテルに置き忘れていた場合は、発見日を含め7日間当ホテルにて保管し、その後遺失物法の規定に基づき処理いたします。ただし、飲食物及び雑誌等、当ホテルが保管することが適当ではないと判断した物品については、当ホテルにて任意に処分させていただきます。
3. 前2項の場合における宿泊客の手荷物又は携帯品の保管についての当ホテルの責任は、第1項の場合にあつては前条第1項の規定に、前項の場合にあつては同条第2項の規定に準じるものとします。

【駐車場の責任】

- 第17条** 宿泊客が当ホテルの駐車場をご利用になる場合、車両のキーの寄託の如何にかかわらず、当ホテルは場所をお貸しするものであつて、車両の管理責任まで負うものではありません。ただし、駐車場の管理に当たり、当ホテルの故意又は過失によって損害を与えたときは、その賠償の責めに任じます。尚、当社提携の駐車場についても上記に準じるものとします。

【宿泊客の責任】

- 第18条** 宿泊客の故意又は過失により当ホテルが損害を被つたときは、当該宿泊客は当ホテルに対し、その損害を賠償していただきます。

【準拠法、合意管轄裁判所】

- 第19条** 当ホテルと宿泊客との間の宿泊契約に関する紛争は、日本法を準拠法とし、当ホテルを経営又は運営する会社の本店所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所をもって専属管轄裁判所といたします。

別表第1 宿泊料金等の算定方法(第2条第1項、及び第12条第1項 関係)

		内 訳	税金の精算
宿泊客が支払うべき総額	宿泊料金①	①基本宿泊料(室料) ②サービス料(①×10%)	税金(消費税) ①と②の合計額の消費税
	宿泊料金②	④飲食料及びその他の利用料金 ⑤サービス料(④×10%)	税金(消費税) ④と⑤の合計額の消費税

(備考) 税法が改正された場合は、その改正された規定によるものとします。

別表第2 取消料金(第6条第2項 関係)

契約申込人数	契約解除の通知をうけた日					
	不泊	当日	前日	3日前	7日前	14日前
一般	14名まで	100%	100%	80%	50%	20%
団体	15名以上	100%	100%	80%	50%	20%

(注)

1. %は、基本宿泊料に対する取消料の比率です。
2. 団体客(15名以上)の契約日数の短縮、人数の減少など一部について変更があった場合、別表第2に該当するすべての日数、人数分の取消料を収受します。
3. 団体客(10室以上)の一部について契約の解除があった場合、宿泊の10日前(その日より後に申込みをお引き受けした場合にはそのお引き受けした日)における宿泊人数の10%(端数が出た場合には切り上げる。)にあたる人数については取消金はいただきません。